

令和元年 9 月 13 日

## 保険医の登録の取消及び元保険医療機関の指定の取消相当について

令和元年 9 月 6 日に開催された近畿地方社会保険医療協議会において、「保険医の登録の取消」が妥当との答申及び「元保険医療機関の指定の取消相当」についての建議がありました。これを受け、近畿厚生局長は次のとおり対応しましたので、お知らせします。

### 1 保険医の登録の取消及び元保険医療機関の指定の取消相当の取扱い

#### (1) 登録の取消となる保険医

氏 名 富永 靖章（とみなが やすあき）（72歳）  
登録取消年月日 令和元年 9 月 13 日

#### (2) 指定の取消相当となる元保険医療機関

名 称 富永医院  
所在地 兵庫県伊丹市車塚 2 丁目 84-2  
開設者 富永 靖章  
指定取消相当年月日 令和元年 9 月 13 日

※ 当該保険医療機関は平成30年 1 月 23 日付けで廃止していることから、指定の取消相当の取扱いとするものです。指定の取消相当の取扱いとは、指定の取消処分と同等の取扱いをするものです。

### 2 監査を行うに至った経緯

(1) 平成29年 8 月 3 日及び同月 17 日、富永医院（以下「当該保険医療機関」という。）を受診した患者の家族から近畿厚生局兵庫事務所に対し、慢性疾患で月に 1 回受診し、その際に 14 日分の薬剤の処方せんを 2 枚もらっているが、2 枚のうち 1 枚は交付日が 14 日後の日付になっている旨の情報提供があった。

(2) 平成30年 1 月 19 日、個別指導を実施し、上記 (1) の情報提供内容について確認したところ、当該保険医療機関の開設管理者である富永靖章保険医から、複数の慢性疾患の患者について、実際には月に 1 回しか来院していないにもかかわらず、来院日に加え 14 日程度経過した日に診療したものとして、診療報酬を不正に請求していた旨の申述があった。

このことから、当該保険医療機関では複数の患者について、実際には行っていない保険診療を行ったものとし、診療報酬を不正に請求していた疑いが生じたものの、指導対

象患者の診療録を持参しておらず、上記の疑義の詳細が確認できないことから個別指導を中断した。

(3) 平成30年1月31日、当該保険医療機関から同月23日を廃止日とする保険医療機関廃止届が提出された。

(4) 以上のことから、平成30年3月16日から平成31年2月1日まで計8日間の監査を実施した。

### **3 取消処分及び取消相当の主な理由**

監査において判明した取消処分及び取消相当の理由となる主な事実は、以下のとおり。

(1) 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。(付増請求)

### **4 不正請求金額**

監査において判明した不正請求金額は、監査で使用した平成29年4月分から平成29年9月分までのレセプトのうち以下のとおり。

・ 不正請求金額      33名分      144件      456,933円

なお、監査において判明した分以外についても、不正請求のあったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。

### **5 再指定等**

原則として、登録の取消の日及び指定の取消相当の日から5年間は、保険医の再登録及び保険医療機関の再指定は行わない。

(参考) 取消処分の根拠条文

- 保険医療機関の指定の取消  
健康保険法第80条第1号、第2号、第3号及び第6号
- 保険医の登録の取消  
健康保険法第81条第1号及び第3号